

約款 新旧対照表

『さくらのクラウドサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第4条(料金の支払)	<p>第4条(料金の支払)</p> <p>2. 本クラウドサービスの料金の支払方法は、当社の個別の承認がない限り、基本約款第12条第2項第3号に定める方法(クレジットカード払い)のみとします。ただし、本クラウドサービスの料金が、当社所定の金額以上となる場合には、当社の要請により、他の支払方法によりお支払いいただくことがあります。</p>	<p>第4条(料金の支払)</p> <p>2. 本クラウドサービスの料金の支払方法は、当社の個別の承認がない限り、基本約款第12条第2項第3号に定める方法(クレジットカード払い)のみとし、基本約款第12条第2項の定めにかかわらず、本クラウドサービスの料金が10万円以上であっても、クレジットカード払いを利用できるものとします。ただし、本クラウドサービスの料金が、当社所定の金額以上となる場合には、当社の要請により、他の支払方法によりお支払いいただくことがあります。</p>	<p>本クラウドサービスの料金が10万円以上であっても、クレジットカード払いを利用いただける旨を明記いたします。</p>
新設	(新設)	<p>第7条(利用者による利用の一時停止等)</p> <p>1. 利用者は、本基本サービスに係るサービスページに定める方法に従って、本基本サービスの利用を一時停止することができます。</p> <p>2. 前項の利用の一時停止の場合の利用料金額または料金額およびその支払方法の詳細については、本基本サービスに係るサービスページにおいて定めるものとします。</p> <p>3. 第1項にかかわらず、利用者は、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。</p> <p>i. 本基本サービスの利用の一時停止を3か月を超えて継続すること</p> <p>4. 利用者が前項各号のいずれかに該当した場合には、当社は、利用者に対し、1か月以上の期間を定めた事前の通知をすることにより、以下の各号の事項のいずれかを求めることができるものとします。</p> <p>i. 当該利用停止中の本基本サービスの利用の再開</p> <p>ii. 当該利用停止中の本基本サービスの利用契約の終了</p> <p>5. 当社が前項の通知を行ったにもかかわらず、利用者が前項の期間内に前項各号のいずれの事項も行わない場合、当社は、以下の各号の措置の全部または一部を行使できるものとします。</p> <p>i. 当該利用停止中の本基本サービスの利用契約の終了</p> <p>ii. 基本約款第24条に従った当該利用停止中の本基本サービスの提供の一時停止または利用者による本基本サービスの利用の制限</p> <p>iii. 基本約款第25条に従った措置</p> <p>iv. 基本約款第28条に従った当該利用停止中の本基本サービスに係る利用契約の解除</p> <p>6. 前各項に関する事項の詳細については、本基本サービスに係るサービスページにおいて定めるものとします。</p>	<p>利用の一時停止に関して明記すると共に、一時停止にあたっての禁止事項を定めました。</p>
		(以下、条番号が繰り返されます)	
附則 第1条(適用開始)	<p>附則 第1条(適用開始)</p> <p>この約款は、平成28年7月7日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成28年10月3日より適用されます。</p>	<p>附則 第1条(適用開始)</p> <p>この約款は、平成28年10月3日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成29年3月16日より適用されます。</p>	<p>本改定にともなう適用日の変更をおこないません。</p>